

# つながりづくり「ふるさと活動」実践事業 実施要領

## 第1 目的

- 1 子どもたちが活動グループを作り、地域住民に支えられて進める「ふるさと活動」の充実を図りながら、将来的なリーダーとなる人材を育成する。
- 2 将来的な還流をめざし、大学生や若者（以下「大学生等」という。）が「ふるさと活動」を通して地域とつながりをもてるよう支援するとともに、そのつながりを子どもたちの活動の充実につなげる。

## 第2 定義

- 1 本要領において「ふるさと活動」とは、地域資源（ひと・もの・こと）を活かし、地域で子どもたちが自発的・主体的に行う活動をいう。
- 2 活動グループの人数は、子どもたち10人程度で構成されるものを標準とするが、その規模については活動の内容により判断する。なお、その構成は高校生のみ、中学生のみ、小学生のみでも構わないが、複数の学校段階の子どもたちが参画することが望ましい。

## 第3 市町村の取組

市町村は本事業の目的に沿って、次のような取組を進める。

- 1 「ふるさと活動」に取り組む子どもたちの活動グループに対して必要な支援・助言をする。活動グループがない場合は、活動グループをつくる。
- 2 子どもたちの「ふるさと活動」を支える大人の体制や活動に取り組むための環境を整える。
- 3 「ふるさと活動」の充実を図るため、活動グループと地区内外の大学生等とのつながりをつくるために必要な支援をする。ただし、市町村内に高校がなく、活動グループを中学生以下でつくる場合には、域外に通学する高校生とのつながりをつくる場合も可とする。

## 第4 事業計画書の提出

本事業を実施しようとする市町村は、以下の書類を県の定めた日までに島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。これらの書類は、ヒアリング及び審査の資料を兼ねる。

- 1 事業実施採択申請書（様式1）
- 2 事業計画書（様式2-1）
- 3 予算計画書（様式3-1）
- 4 その他、市町村が作成した事業推進に関わる資料等

## 第5 実施市町村の決定

- 1 県は、事業実施市町村を本要領第4により提出された事業計画書及びヒアリングに基づいて審査し、単年度ごとに決定する。
- 2 実施市町村数は、予算の範囲内で決定する。

## 第6 選定基準

選定にあたっては以下のことから、総合的に判断し決定する。

- 1 事業計画が本事業の趣旨、目的に合っているか。
- 2 事業計画や見通しが目的達成のために具体的で無理のないものか。
- 3 事業内容が「ふるさと活動」の充実や人材育成、大学生等とつながる計画となっているか。  
(大学生等とつながっている場合には、そのつながりが継続・定着に至るものとなっているか、  
つながっていない場合には、年度末までにつながりをつくるための取組となっているか)
- 4 事業費が事業実施のための適正な予算設計となっているか。

## 第7 事業の着手

事業の着手については、実施市町村の決定日以降とする。

## 第8 事業計画書の変更等の承認申請

- 1 事業実施市町村は、次のいずれかに該当する場合には、変更交付申請書（交付要綱第6条関係様式第3号）に新たな事業計画書（様式2-1）と予算計画書（様式3-1）を添えて提出し、教育長の承認を受けるものとする。
  - (1) 事業に要する経費の変更をするとき。ただし、変更内容が事業費の2割未満の変更額の場合を除く
  - (2) 事業目的の達成に影響を与える変更をするとき
  - (3) 事業を中止し、又は廃止するとき
- 2 事業計画書の変更等の承認については、本要領第5の1を準用する。

## 第9 事業実績報告書の提出

事業実施市町村は、以下の必要書類を事業完了の日から30日を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の3月15日のいずれか早い日までに、教育長に提出するものとする。

- 1 事業実施報告書（様式4）
- 2 事業実績報告書（様式5-1）
- 3 決算書（様式6-1）
- 4 補助金で賄った経費分の領収書（写し）
- 5 その他、市町村等が作成した事業実施に関する資料等

## 附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。